

別紙

「経営事項審査」の事前予約制開始について

令和6年3月15日
南丹土木事務所総務契約課
電話 0771-62-1527

経営事項審査の受付は当日持ち込み又は郵送による事前審査制を導入しておりましたが、来庁者集中による混雑の緩和のため、令和6年4月1日（月）から受付の事前予約を開始することとし、これに伴い、事前審査制のための郵送受付は令和6年3月31日（日）消印分をもって停止することとしますのでお知らせします。

記

郵送による受付：令和6年3月31日（日）消印分まで

電話による予約受付：①経審の有効期限切れ（決算月から1年7か月後）の5か月前（有効期限切れになる月を含まない。）の月の初日以降予約できます。

②予約受付は最長で、翌月末までの受付日を予約可能です。

翌々月以降の予約の受付は、順次、翌月初日（月の初日が休日の場合は翌営業日）に開放します。

（例）令和6年6月決算月の場合：①令和7年1月で経審の有効期限が切れるため、令和6年12月から数えて5ヶ月前の令和6年8月1日（木）から予約可能。

②予約範囲は8月～9月。10月以降の予約は9月2日（月）に開放。

【当面の予定】

受付月	受付日 9時00分～12時00分 13時00分～16時00分	事前電話予約開始日等
4月	5日・19日・26日	3月18日（月）から電話予約開始 1月決算月以前の決算月
5月	10日・17日・24日・31日	4月1日（月）から電話予約開始 2月決算月以前の決算月
6月	7日・14日・21日・28日	5月1日（水）から電話予約開始 3月決算月以前の決算月
7月	未定	6月3日（月）から電話予約開始 4月決算月以前の決算月

※特別な事情等により、上記取扱いより前に予約を希望される場合は、個別に御相談ください。